

雜 錄

治安警察法第十七條

神戸 正雄

治安警察法第十七條に労働者の同盟罷業を禁制して居る。全然禁制して居るとはいへないにせよ、暴行、脅迫、誹毀、煽動、誘惑によつて之を行ふことを禁制して居る。其の爲め同盟罷業が行はれ難く随ふては労働組合もが發達を妨げられて居る。で之を解放したいといふのが由來我邦の社會問題研究者の多くの人々の聲である。今日世界の各國が相寄つて講和會議に關聯して國際聯盟を相談し、其につき國際労働法委員會が出来、今後労働保護規定を或度まで國際的に定めやうといふ時機に際して居る。其結果は我邦も之に加盟して、労働者の代表者を派遣しなければならぬ地位にあるが、今日の如く法律が労働組合の發達を妨げて居ては、此事さへ

行ひ難き有様である。斯く外部の事情は夫の法律の修訂を促しつゝあるのに、國內にても漸次労働者の間に自覺が生じて之を要求しつゝあるに於て、之を適當に修訂することが刻下の急務でなくてはならぬ。然るに我邦でも未だ此必要を認めずしてむしろ之に反對する説がある。私は今試みに之が賛否兩論を問答體に記述して、研究者の参考に資さうと思ふ。尤も問題は暴行、脅迫、誹毀によるものを許せといふのではなくて、單に煽動、誘惑によるものを解放せよといふに在る。

一問——解放論者は此禁制あるが爲めに同盟罷業が行はれ難しといふが、近來當局者の解釋では一工場内の労働者の間に申合せをして同盟罷業をするのは此規定を適用して禁制しないことにして居るので、實際にも同盟罷業が法律に觸れずして行はれて居る。で夫の規定があつたからといふて、別に労働者の正當の要求に出て穩當なる行動による同盟罷業は禁制されて居らぬ別に此禁制を解く必要がないではないか。

答——成程、同盟罷業が夫の禁制の下にも行はれ得るかも知れぬが、單に當局者の解釋によつて認めらるゝといふのでは、労働者にとり不安心で、矢張り眞に之を認めるといふのならば、法の明文上も出来るやうにされなくてはならぬ實際夫の規定があると、一工場内の労働者の場合にも、同盟罷業となれば、自然多少の煽動誘惑といふことが行はるゝのは已むを得ぬ。其をも時に罰し得ることにしては、労働者の正當の要求を貫く爲めに必要な手段を半ば奪ふに均しい。で之を解放する爲めに夫の規定を削除しなければならぬ。加之労働組合の發達を助成しないまでも抑制しないとすると、此労働組合が同盟罷業に關係することを認めなくてはならぬ。併し夫の當局の見解から行くと、其は一工場の外部から煽動誘惑することになつて、此方は當然罰せらるゝことになる。さうすると此規定のある以上は、労働組合は自然の發達に任ずるとはいふが、其實之が發達を抑制することになる。之をして相當に發達せしむるが爲めにも

夫の規定を削除せなければならぬ。
二問——夫の煽動誘惑による同盟罷業を認むることゝすると、社會主義や特にサンデカリズム更には虚無主義などの煽動によつて事業の運轉を妨げらるゝことゝなる。其が良いといへるか其が果して國家の爲めに得策也といへるか何うか。

答——勿論問者のいふ如き弊あることは認めなければならぬ。併し社會主義者や其他の一層過激なる主義を懷く者が、労働者の當面の利益を問はず、其理想の爲めに、平和なる労働者の間に殊更に動搖を起さしむるのは、夫の煽動誘惑に對する制限規定があつても行はれ得ることであり、到底此規定位で其を抑制するを得るものでなく、却つて斯かる規定あるが爲めに即ち其抑壓あるが爲めに、激烈且つ隱險なる方法にて騒動を起すの恐もある。そして此規定を解いた爲めに夫の主義者が煽動したるとき之に盲従するや否やは全く労働者の訓練の良く行届き居るや否やに係ることゝ、彼をして之に盲従せしめ

ざらんが爲めにはむしろ労働組合の穩健なるもの、發達を計らなければならぬ。其には又夫の規定を除かなくてはならぬことになる。

(三問)——一體國家の基礎を安固にし、其大なる發展を計るのには、國民の各階級か一致共同しなくてはならぬ。然るに今夫の規定を除いて労働者資本家が相争闘することを容易とするのは不都合ではないか。

答——國民の各階級の共同するの望ましきことは問者のいふ所の如くである。併し或者が他の者の利益を不當に侵して居るが如き場合にも、國家共同の重要といふことを盾にして被侵害者の沈黙甘受を強ゆるのは不當である。彼にも争闘し得る自由を與えなくてはならぬ。又彼等が相争ふたどて、凡へてにつきて争ふのではなく争ひつゝも其間に調和が得られ、利害抵觸して居る事につきては争ふとも、一朝、外部よりの共同の敵の現はるゝときには又合同することもあつて、さう之により國家の基礎が破壊さるゝなど、心配するに及ばぬ。

(四問)——日本では古來主従關係が良く行つて居り、温情主義で甘く往つて居る。然るに同盟罷業を解放したり、労働組合を自由にしたたりして争闘を盛んならしむるのは、我邦の美良の風俗及道義を破壊するものではないか。

答——成程、温情主義は良い。相争はないのは良きことではある。之を理想としなければならぬ。併し資本家が心から温情主義でなくして、むしろ營利主義で來て居るのに、労働者獨り温情主義を信じ、従順であることは出来ない。美良の風俗を破るの本は労働組合や同盟罷業ではなくて、資本家の態度である。又資本家が徹底したる温情主義となることは、實は今日の經濟組織の下には出来難い。

(五問)——論者は煽動誘惑を解放しやうといふのであるが、此二事を道徳上良きこと、認めらるるか。

答——成程煽動誘惑其ものは良いものとはいへまい。併し同盟罷業が時に労働者の正當の要求を貫くのに避くへからざる適法の事とすると、

之を行ふ爲めに、此良き目的を達する爲めに、夫の煽動誘惑といふ多少悪き手段を使ふても悪しなればならぬ。労働者自らの正當の利益を進むる爲めの同盟罷業であるにも拘らず、彼等の中には直ちに之に賛同するに躊躇するものがあり勝である。此場合に多少の煽動誘惑を行ふことも已むを得ない。多數人の意見を纏むるのには之も已むを得ない。其を抑えては一致の行動は取れない。で煽動誘惑は多少不良にせよ、夫の暴行強迫誹毀とも異つて比較的お手軟かな方法であるから、其位のことには恕すべきである。そして此經濟界にては純道徳觀からいへば不當といふべきことも見逃がされて居る例は他にもある。例之物の賣買に於ける掛引の如きである。

(六問)——一體日本の労働者はまだ自覺して居らぬ。其れに同盟罷業を解放し、労働組合を出来るやうにするのはまだ時機尙早であるのではないか。

答——成程、日本でも婦人労働者を使つて居る所では其感があらう。そして日本の工業労働者

としては婦女が多いから、其大多數はまだ自覺せざるものといへやう。併し他方に男子の熟練職工の間には既に自覺したるものゝあることを忘れてはならぬ。そして問題は即ち此既に自覺したる者にも、尙ほ労働運動を抑制するやといふことである。之に對しては今日時機尙早とはいふを得ぬ。

(七問)——今や我邦經濟界では多少不況に向ひ、失業者を生せんとしつゝある。そして外國よりしては種々なる危険思想が襲來しつゝある。此時に當て夫の同盟罷業の解放を爲す甚だ時機を得ないではないか。

答——成程さうも見える。併し此際之を解放しないで相變らず壓迫して居ると、却つて激烈危険なる運動を助成することを忘れてはならぬ。むしろ今之を解放した方が、假令運動が行はれても穩健なることを得る。又勿論一方に解放しつゝ他方には労働者の訓練を行はなくてはならぬ。且つ夫れ恰も今日が之を解放するの時機なることには今一の根據がある。今日國際聯盟に

ては勞働問題が議せられて居るが、日本が勞働者に對し同盟罷業隨て勞働組合につき活動を拘束するの態度であり、即ち勞働者を劣等扱すといふことは、臆がて其が移民問題につきても日本人を排斥するの理由とせらるゝことにもなり、更らには斯くて劣等勞働條件に甘んずる勞働者により出來されたる日本品には不利なる通商上の取扱をもしやうといふことにもなり得る。斯く今日の世界の趨勢から見ても今少しく、勞働者の人格を尊重することにならぬと、歐米より輕蔑せられ排斥せらるゝの素因となる。此をも考ふると今日既に夫の規定を除くなどいふのがむしろ時機を逸して居るやうに思ふ位である。決して時機尙早などいふべきでない。

重なる問答は先づ右の如くである。が要するに同盟罷業の穩健なるものゝ解放、隨て勞働組合の穩健なるものゝ助成は今日の勢である。全く其に無弊とはいへない。理想的のものともいへないが、然りとて之を抑えることも不當であり又餘り抑えると隱險過激なる運動を助長するこ

とにもなる。で之を相當の度に解放して、其代り他方に於て彼等の訓練を十分にやり、資本家の方の訓練もやつて、更らに両者の協調を促すへき施設を盛に行ふことをも怠つてはならぬ。其れから交通業の如き特殊の事業につきては特別な禁制を設けることも必要であらう。然らば彼を解放したりとて、大した惡弊を生ずることもあるまい。